

無料法律相談

- ▶日時・場所 ①鉄南ふれあいセンターでの相談…10月20日(土) 9時30分～12時、②弁護士事務所での相談…日時は市民サービスグループにお問い合わせください
- ▶内容 交通事故や金銭貸借、損害賠償、離婚などの法律問題
※裁判や調停中のもの、同じ方による同一内容の相談はお受けできません。
- ▶担当弁護士 奈良泰哉弁護士
- ▶定員 各6人(申込順)
- ▶申込期限 9月28日(金)

くらしの無料相談

- ～北海道行政書士会室蘭支部主催～
- ▶日時 9月22日(土) 9時30分～12時
 - ▶場所 鉄南ふれあいセンター
 - ▶内容 相続や遺言、各種契約などで官公署に提出する書類の相談
 - ▶定員 10人(申込順)
 - ▶申込期限 9月21日(金)
- ※直接会場にお越しいただいても相談できますが、できるだけ事前にお申し込みください。

そのほかの相談

市民生活や消費生活に関する相談も随時、市民サービスグループで受け付けています。
なお、消費生活に関する相談は、登別消費者協会(労働福祉センター内・☎8307)でも受け付けています。



申し込み・問い合わせ
市民サービスグループ
(☎851855)

『子どもの人権110番』 特設電話相談所を開設します

9月17日(月)から23日(日)までを『子どもの人権110番強化週間』と定め、いじめや体罰、虐待などについて『子どもの人権専門委員』が相談を受け付けます。秘密は固く守られます。

- 平成19年度北海道苦情審査委員
巡回相談を行います
- 北海道の業務で、皆さんの利害に関わる苦情について、申し立てを受け付けします。
- ▼日時 9月12日(水) 10時～16時
- ▼場所 胆振支庁第2別館1階1号会議室(室蘭市幸町12-10)
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問い合わせ 胆振支庁道政相談室
(☎249902)

『特設人権・困りごと相談所』 を開設します

人権や離婚、不動産、金銭、雇用、いじめなどの問題について、人権擁護委員が無料で相談をお受けします。秘密は固く守られます。

- ▼日時 10月2日(火) 10時～15時
- ▼場所 鉄南ふれあいセンター
- ※詳しくはお問い合わせください。
- ▼問い合わせ 札幌法務局室蘭支局
(☎5111)



- ▼相談日時 9月17日(月)～21日(金) 8時30分～19時、9月22日(土)・23日(日) 10時～17時
- ▼相談先 フリーダイヤル0120-1007-110
- ▼問い合わせ 札幌法務局室蘭支局
(☎25111)

失業などの給付についての雇用保険法が 10月1日から改正されます

- 1. 一般被保険者の区分が変わります**
短時間労働被保険者(週所定労働時間20～30時間)の被保険者区分を廃止し、週所定労働時間20時間以上に一本化されます。
 - 2. 基本手当の受給資格要件が変わります**
原則として、12カ月以上(各月11日以上)の被保険者期間が必要になります。ただし、倒産や解雇(重大な自己責任によるものを除く)などにより離職された方は、6カ月以上(各月11日以上)であれば受給資格を取得できます。
 - 3. 育児休業給付の給付率が暫定的に50%に上げられます**
平成19年4月1日以降に職場復帰された方と平成22年3月31日までに育児休業を開始された方の給付率が、休業前賃金の40%から50%に引き上げられます。
 - 4. 教育訓練給付の要件や支給内容が変わります**
支給額が教育訓練受講経費の20%(上限額10万円)に統一されます。
また、当分の間、初めて利用される方に限り被保険者期間が1年以上ある場合、教育訓練給付金の支給を受けることができます。
 - 5. 特例一時金の給付水準が変わります**
特例一時金の給付水準が、当分の間、基本手当日額の40日相当分となります。受給資格要件(原則として、6カ月以上の被保険者期間が必要)については、変更ありません。
※詳しくはお問い合わせください。
- ▶問い合わせ ハローワーク室蘭(☎8689)